

2019年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社ヒガシトゥエンティワン
代表取締役社長 金森 滋美
(東証第二部：9029)
問合せ先 常務執行役員 田口 宗勝
TEL：06-6945-5611

指名委員会等設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行することを決定し、本年6月19日開催予定の第97期定時株主総会に定款の一部変更議案を付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 指名委員会等設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、2006年に執行役員制度を導入し、2016年には社外取締役2名（取締役会の3分の1が社外取締役）体制とする等、コーポレートガバナンスの強化を図ってまいりました。

今般、更なる体制強化の一環として、経営における監督と執行の分離を一層明確にし、独立性・客観性の高い経営監督機能の強化と大幅な権限委譲による業務執行のスピードアップを図ることを目的として、指名委員会等設置会社に移行することを決定いたしました。

(2) 移行の時期

2019年6月19日開催予定の当社定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、指名委員会等設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

監査役会設置会社から指名委員会等設置会社への移行に伴い、指名委員会、監査委員会、報酬委員会及び執行役に関する規定を新設するとともに、監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものです。また、上記の変更に伴い、現行定款の条数の変更並びに所要の変更を行うものであります。なお、定款第37条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 定款変更の内容

定款変更の具体的な内容については、別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2019年6月19日（水）
定款変更の効力発生日（予定）	2019年6月19日（水）

以上

【本件に関するお問合せ】 I R・広報室 樋口 TEL 06-6941-1763
--

□別紙 定款変更の内容

(下線は変更箇所です)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (省 略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 <p>第5条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条 (省 略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い</u>、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第16条～第19条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条～第21条 (省 略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時迄とする。</p> <p>② <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時迄とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行のとおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> 3. <u>執行役</u> 4. 会計監査人 <p>第5条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条 (現行のとおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>前項に定める取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議において定めた順序に従い</u>、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第16条～第19条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条～第21条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時迄とする。</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>

現行定款	変更案
(代表取締役及び役付取締役)	
<p>第23条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	(削除)
(取締役会の招集権者及び議長)	(取締役会の招集権者及び議長)
<p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p>
<p>② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会において<u>予め定めた順序</u>に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>② <u>前項に定める取締役</u>に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会</u>において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
(取締役会の招集通知)	(取締役会の招集通知)
<p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し発する。但し、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発する。但し、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p>
<p>② <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第26条～第27条 (省略)</p>	<p>第25条～第26条 (現行のとおり)</p>
(取締役会の議事録)	(取締役会の議事録)
<p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した<u>取締役及び監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した<u>取締役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>第29条 (省略)</p>	<p>第28条 (現行のとおり)</p>
(取締役の報酬等)	(取締役の報酬等)
<p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>株主総会</u>の決議によって定める。</p>	<p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>報酬委員会</u>の決議によって定める。</p>
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
<p>第31条 (省略)</p>	<p>第30条 (現行のとおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の員数)</u> 第32条 当社の監査役は4名以内とする。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役の選任)</u> 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役の任期)</u> 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時迄とする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時迄とする。</p>	(削 除)
<p><u>(常勤監査役)</u> 第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。但し、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。 ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u> 第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の報酬等) <u>第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除) <u>第 41 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 5 章 委員会</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(委員の選定) <u>第 31 条 当社の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会 (以下「各委員会」という。)の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(各委員会に関する事項) <u>第 32 条 各委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、各委員会において定める規程による。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 6 章 執行役</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(執行役の選任) <u>第 33 条 当社の執行役は、取締役会の決議によって選任する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(任期) <u>第 34 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(代表執行役及び役付執行役) <u>第 35 条 当社は、取締役会の決議によって、代表執行役を選定する。</u> <u>② 前項に定めるほか、取締役会の決議によって、執行役社長 1 名を選定する。また、役付執行役若干名を定めることができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新 設)	<u>(執行役の報酬等)</u> 第 36 条 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によって定める。
(新 設)	<u>(執行役の責任免除)</u> 第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
(新 設)	<u>(執行役に関する事項)</u> 第 38 条 執行役に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役規程による。
第 6 章 会計監査人	第 7 章 会計監査人
第 42 条～第 43 条 (省 略)	第 39 条～第 40 条 (現行のとおり)
(会計監査人の報酬等) 第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役の過半数の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等) 第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表執行役が監査委員会の同意を得て定める。
第 7 章 計 算	第 8 章 計 算
第 45 条 (省 略)	第 42 条 (現行のとおり)
(新 設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>
(期末配当金) 第 46 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。	第 43 条 当社は、会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める。 (削 除)
(中間配当金) 第 47 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。	(削 除)

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第 48 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 44 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>② 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</p> <p>③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第 45 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>② 未払いの配当金には利息をつけない。</p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1. 2019 年 6 月開催の第 97 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</p> <p>2. 2019 年 6 月開催の第 97 期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</p>